

知っ得 情報ボックス

特設人権相談所を開設

法務省および全国人権擁護委員連合会では、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定めています。人権週間を迎えるにあたり、憲法の定める基本的人権尊重の精神を改めて見つめ直して、努力したいものです。

人権問題の解決のため、法務局の人権擁護課とその支局では人権相談を受け付けています。町では特設人権相談所を開設し、人権擁護委員が相談に応じます。家族間の問題、財産・相続の問題、差別、いじめなどの問題でお困りの人は、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

○期日 12月4日（金）

○時間 午前10時～午後3時

○場所 および相談員

・長島町開発総合センター

餅原美榮子委員

浦底和男委員

・長島町保健センター

町口昭弘委員

長山久義委員
山本定満委員

◎問い合わせ先

役場町民福祉課

☎（86） 11111

内線 1113

設立100周年記念講演

社団法人鹿児島県薬剤師会では、設立100周年を記念して講演会を開催します。

○日時 11月22日（日）

午前の部 11時～

午後の部 1時30分～

○場所 出水市中央公民館

○講師

鹿児島県薬剤師会理事

丸野 太氏

○演題

「野辺の薬草に学ぶ」

～あなたの生活に取り入れてみませんか～

○内容

・薩摩と薬草

・なぜ今薬草なのか

・日々の暮らしと薬草

・健康に暮らしにはどうしたらよいか

・薬草の種類と使い方

※先着300人に薬草を、午

前の部50人、午後の部50人に薬草の本をプレゼント

必ずチェック最低賃金

10月14日（水）から、鹿児島県の最低賃金が「時間額630円」に改正されました。

最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどを含むすべての労働者に適用されます。使用者は、最低賃金額を労働者に周知し、その金額以上の賃金を支払わなければなりません。

※精皆勤・通勤・家族・時間外労働などの手当、賞与などは最低賃金に算入されません。

※別に定める特定最低賃金もあります。

◎問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室

☎099（223）8278

北朝鮮人権侵害問題

啓発週間

12月10日（木）から16日

（水）までは北朝鮮人権侵害問題啓発週間です。

平成18年6月に、北朝鮮当

局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その阻止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう。

労働保険の成立手続

労働者を1人でも雇用していれば、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する必要があります。

労働保険は、業務中の災害にあつたとき、失業したときなどに必要な支援を受けるための大切な保険制度です。

国・労働局・労働基準監督署・ハローワークでは、11月を「労働保険適用促進月間」と定め、加入促進を強化しています。

加入手続きについてのご相談は、お近くの労働基準監督